

住宅耐震改修 補助制度

補助額 **最大**
150万円

好評につき
期間延長

* 予算がなくなり次第終了します

令和7年度 緊急措置

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では多くの木造住宅が被害を受けました。

倒壊等により大切な人命が損なわれるだけでなく、道路を塞いでしまうなど、災害後の救命活動等にも大きな影響を及ぼしました。

今回の被害を受け、市では木造住宅の耐震改修を促進するため緊急措置を行います。

■ 補助金の額

基本額 上限 **150万円**

耐震改修工事費の5分の4以内の額

併用
OK

さらに耐震改修後の評点1.0以上の場合
長野県上乗せ補助 上限 **50万円**

※補助額の合計が工事費を超える場合、上限は工事費と同額まで

■ 期間

令和7年度（1年間のみ）

受付開始：令和7年4月1日～

対象工事：令和8年1月31日までに**工事完了**

および**実績報告**が提出できるもの

補助額のイメージ

← 工事費が200万円の場合 →



さらに、長野県の上乗せ補助とあわせると
工事費200万円まで自己負担ナシ！



※耐震改修後の評点1.0以上の場合

■ 補助金の申請ができる方

※昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅に限ります。

住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された住宅を所有かつ、居住している方（賃貸住宅を除く）

その他制度：

・前年度の所得が200万円以下の方のうち、従前の補助制度のほうが手厚い補助となる場合は、引き続き従前の補助制度をご利用いただけます。 ※諸条件あり 別途お問い合わせください。

・代理受領制度をご活用ください。

市から給付される補助金を申請者に代わって施工業者等が受け取る制度です。市から直接、施工業者等へ補助金を支払うことで、申請者は工事費用のうち自己負担分を用意すればよく、工事資金準備の負担が軽減されます。

ご注意ください！

下記の場合、補助を行うことができませんのでご注意ください。

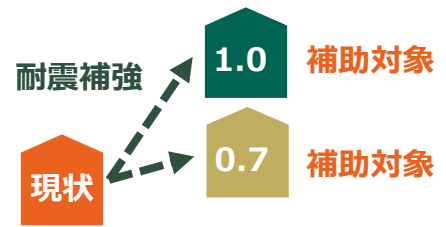
- ・ 着手済みの工事
- ・ 補助金の交付決定前に契約した工事

詳しくはこちら



■ 補助の対象となる耐震改修工事

改修工事後の総合評点が工事前の総合評点を上回り、
かつ総合評点**0.7以上**になる工事



■ 耐震改修を行い、建物のグレードアップを！

令和6年能登半島地震では旧耐震基準（1.0未満）の住宅に多くの被害が発生しました。

市では、**総合評点1.0以上に補強することを推奨**していますが、総合評点0.7以上に補強する工事でも、補助の対象になります。

仮に、震度6弱の地震で比較した場合、総合評点0.4の建物は倒壊する可能性が高いですが、**総合評点0.7の場合、倒壊まで至る確率は低くなり、外へ避難できる可能性が高まります。**

耐震改修に充てる資金や将来どのくらい建物を使用するかなどを踏まえ、それぞれに合った改修プランを考えましょう。

総合評点 とは？

建築基準法で定められている最低限の強さに
対する実際の建物の強さを示す数値です。
その基準値を「1.0」と定めています。



	被害の様子	修復の可能性と被害状況
無被害		ほぼ無被害 ● 仕上げのモルタル、漆喰などに 軽微なひび割れが発生する場合がある ● 壁紙にしわが寄ることがある 変形 1cm以下
小破		継続使用可・軽微な補修要 ● 部分的なタイルの剥離 ● 窓周辺のモルタルなどにひび割れ ● 壁紙の部分的破損 ● 瓦のずれ、部分的落下 変形 1～5cm
中破		多くの場合避難生活 かなりの修復費用が発生 ● 外壁の剥離、脱落 ● 窓、扉の開閉不具合 ● 内装仕上げの剥離 変形 5～10cm
大破		避難生活・修復困難 ● 内外装の激しい剥離 ● 大きな柱の傾き ● 窓、扉の損壊 ● 余震による倒壊の可能性 変形 10cm以上
倒壊		命を落とす危険性大 ● 室内空間がなくなる ● 近隣への影響大 ● 火災発生の可能性大

※ 変形 揺れているときに家全体が横方向に変形した大きさを意味します。

長野盆地の西縁断層帯によって、
市内の大部分で震度6強以上の揺れが起これと予想されています。

倒壊した建物の中に閉じ込められると自力で逃げ出すことは困難です。

身動きが取れない状態で救助を待つのは恐ろしいものです。また、倒壊後の火災に巻き込まれるなどの危険もあります。

ご自身や家族の命を守るためにも、住宅の耐震補強を行いましょう。

震度 被害	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	0.7 1.0	1.3
危険 倒壊			0.4	0.4	1.0 0.4 0.7

例：総合評点0.7で6弱の地震が来た場合⇒大破
総合評点0.4で6弱の地震が来た場合⇒倒壊

監修・製作：名古屋工業大学 井戸田研究室ほか、パンフレット『木造住宅の耐震リフォーム』より

お問い合わせは ～窓口相談も行っていますので、お気軽にご相談ください～
長野市役所 建築指導課 建築防災担当(第二庁舎7階)
〒380-8512長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話：026-224-6753 FAX：026-224-5124